# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険税の滞納対策に関する事務 基礎項目評 価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊奈町は、国民健康保険税の滞納対策に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

埼玉県伊奈町長

#### 公表日

令和2年11月21日

I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	国民健康保険税の滞納対策に関する事務						
②事務の概要	地方税法等の規定により、国民健康保険税の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納情報の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答、依頼 ③納付書等の返戻後の調査 ④滞納処分の執行 ⑤督促状・催告書の発行 ⑥欠損処分の把握・決定						
③システムの名称	税務情報システム 滞納整理システム 統合宛名システム						
2. 特定個人情報ファイル	2. 特定個人情報ファイル名						
税務情報ファイル 滞納情報ファイル 宛名情報ファイル							
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	令上の根拠 番号法9条第1項、別表第一の第16,17,30項、並びに内閣府・総務省令第24条						
4. 情報提供ネットワークシ							
①実施の有無	<選択肢> [ 実施しない ] 2) 実施しない 3) 未定						
②法令上の根拠							
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	収税課						
②所属長の役職名	収税課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用 <del>停</del> 止請求						
請求先	郵便番号 362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地 伊奈町役場 総務課 電話番号 048—721-2111						

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

伊奈町役場 収税課 電話番号 048—721-2111

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人未満(任意実施) ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			令和2年6月2日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和:	2年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類					
	項目評価		重点項目評	価書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 項目評価書において、リスク対策の詳細が記		
2. 特定個人情報の入手(	情報提供	ŧネットワークシス	テムを通じ	た入手を除	₹ <b>८</b> 。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ O ]委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託ヤ	情報提供ネットワ-	ークシステム	ムを通じた提供			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	≃の接続		[ O ]接	続しない(入手) [〇]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[ 0 ]	内部監査	[ ] 外部監査		
9. 従業者に対する教育・	<b>客発</b>						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		く選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている		

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	収税課長 大熊康雄	収税課長	事後	様式改正に伴う修正
令和1年6月26日	Ⅱしきい値評価判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年11月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月26日	Ⅱしきい値評価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年11月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月26日	Ⅳリスク対策	なし	項目を追加	事後	様式改正に伴う項目追加
节和2年11月21日	報の開示・訂正・利用停止請	郵便番号 362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9493番地 伊奈町役場 総務課 電話番号 048-721-2111	郵便番号 362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地 伊奈町役場 総務課 電話番号 048-721-2111	事後	請求先の住所変更
令和2年11月21日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 評価対象の事務の対象 人数は何人か		1,000人未満(任意実施)	事後	人数修正
令和2年11月21日	Ⅱしきい値判断評価項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年6月2日 時点	事後	時点修正
令和2年11月21日	Ⅱしきい値判断評価項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正